資料４

農業資材審議会農薬分科会について

（平成１６年２月１日現在）

農　業　資　材　審　議　会

委員　２９名

農薬分科会	飼料分科会	農業機械化分科会	種苗分科会
委員　7名	委員　6名	委員　9名	委員　7名
臨時委員　14名	臨時委員　11名	臨時委員　14名	臨時委員　13名
専門委員　8名	専門委員　24名	専門委員　16名	

農　薬　分　科　会

【委員　７名】

○任　期

２年（再任可）

○議決権　　有り

【臨時委員　14名】

○任　期

任命に係る特別の事項に関する調査審議終了時に解任

○議決権　　有り

【専門委員８名】

○任　期

任命に係る専門の事項に関する調査審議終了時に解任

○議決権　　無し

【審議事項】（下線部は平成１４年１２月の法改正で追加）

①　防除に用いる薬剤を原料又は材料として使用した資材で農薬とされるものを定める政令の制定又は改廃に関する審議

②　公定規格の設定等に関する審議

③　職権による変更の登録又は登録の取消しに関する審議

④　販売業者に対する農薬販売の制限又は禁止に係る省令の制定又は改廃に関する審議

⑤　農薬の検査方法の決定又は変更に関する審議

⑥　農薬の登録保留基準の設定又は変更に関する審議

⑦　水質汚濁性農薬の政令指定等に関する審議

⑧　<u>特定農薬の指定又は変更に関する審議</u>

⑨　<u>農薬の使用基準の制定又は改廃に関する審議</u>